

河内長野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

商工観光課の地域就労支援センターで専任のコーディネーター及び担当職員が、庁内関係各課及び関係機関と連携し就労支援を実施しております。本年9月にはハローワーク河内長野管内市町村で「求人・求職情報フェア」を実施し、就職困難者等の雇用・就労につなげてまいりました。

また、大阪府やハローワーク河内長野とさらなる連携を図り、雇用の確保・拡大に努めてまいります。
(環境経済部)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

「雇用・就労支援プログラム」で対象にする人（障がい者・母子家庭の母親・中高年齢者・若年者）で働く意欲・希望があり、またその能力がありながら就労を実現できていない方には、本市が地域就労支援事業を実施しており、この事業で相談、職業能力開発、雇用・就労事業などの充実を、大阪府と歩調を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。
(環境経済部)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府との連携だけではなく、大阪労働協会等各関係機関との連携において対象者別のセミナーを開催するなど就労支援事業を実施しているところです。

今年度においては、新たに若年者対策としまして(学)神須学園若者自立塾室生館の相談員による個別相談会（ハローワーク河内長野管内において広域実施）を行うほか、障がい者対象セミナー開催にあたっては作業所連絡協議会等と情報交換を行うなど、今後においても各機関とさらに

連携を強化し、取り組んでまいります。

(環境経済部)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

最低賃金法や新たに施行された法令等については、大阪労働局と連携のもと、市のHPに情報を掲載し、ポスター・リーフレット等は窓口だけではなく今年度より市民交流センターにも情報コーナーとして設置し、周知を図っているところです。

(環境経済部)

(5) 【総合評価入札制度既導入の自治体】・・・ワークルールの遵守を徹底させるため、総合評価入札制度に労働法遵守の項目を盛り込むとともに、対象事業を拡大すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書において定めること。さらに公契約条例の制定に向けても検討を行うこと。

(回答)

労働法等の遵守は、業者にとって当然の義務であります。ご要望の労働法遵守についてさらに徹底させるために、次年度以降の総合評価入札の契約書等において賃金保障を含めた労働法等遵守の事項を明記するとともに、総合評価入札の対象とする新たな施設等を検討してまいります。

また、リビングウエイジの保障ならびに公契約条例の制定については、他市の状況を参考に判断してまいりたいと考えております。

(企画総務部契約検査課)

(6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

市のHPに情報を掲載し、ポスター・リーフレット等は窓口だけではなく今年度より市民交流センターにも情報コーナーとして設置し、周知を図っているところです。また、関連する次世代育成支援対策推進法の改正についてもあわせて周知を図っているところです。

(環境経済部)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例:北部-バイオ、中東部-ロボット・ものづくり、南部-ナノテク、湾岸地域-先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市には、「食と緑を守る」企業として農薬の開発・普及を中核事業として技術革新に取り組んでいる日本農薬株式会社の総合研究所があり、数年前より特産品工業振興事業の一環として市民向けに「ものづくり企業見学」を実施するなどし、地域への理解と交流の促進に努めております。今後はさらに地元中小・地場企業との連携の強化も図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(環境経済部)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策については、過年度からの実績の検証も重要であることと承知いたしておりますが、それ以上に本市の実情や場所の確保・諸条件の整備などが急務であると認識しております。

(環境経済部)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ① 使いやすい融資制度の拡充
- ② 地場企業への官公需の優先発注

(一括回答)

(3)①②について、平成20年4月より、大阪府の市町村連携融資制度を創設し、府の小規模資金よりも低い利率で融資を受けていただけるようにしております。今後はさらなる融資利率の引き下げなど、使いやすい融資制度の実現に向けて取り組んでまいります。

(環境経済部)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の遵守、また下請ガイドライン等の周知徹底を図ることにより、下請事業者と親事業者との間でより適正な取引が行われるものですので、窓口でのリーフレット設置や各種相談業務において、さらなる周知徹底を図ってまいります。

(環境経済部)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市がめざすまちの姿を示すものとして、「河内長野市第4次総合計画」を策定し、平成18年度から取り組みを進めているところです。

これらを円滑に推進し、将来に希望のもてるまちを実現するため、平成19年12月に「第3次河内長野市行財政改革大綱」を策定いたしました。この行財政改革大綱では、①協働型行政への転換（協働のまちづくりに向けて）、②行政運営の改革（市民満足度の高いサービスの提供）、③健全な財政運営の確立（安定した財政基盤の確保）を理念としております。策定にあたっては平成19年8月に大綱素案を公開し、これに対して広く意見を求めるいわゆるパブリックコメントを実施した後策定したものです。

今後とも、行政運営に関する情報を積極的に公開しつつ、行財政改革を進めたいと考えております。
(企画総務部行政改革課)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、「河内長野市第3次行財政改革大綱」は、本市がめざすまちの姿である「第4次総合計画」を円滑に推進し、将来に希望をもてるまちを実現するため取り組みを進めるものです。その目標である、「第4次総合計画」においては、第4章で安全安心都市をめざすものであること、また、「第3章 元気創造都市」で産業・雇用の充実についてめざしているところです。「第3次行財政改革大綱」では、これら総合計画の実現を念頭に「施策の選択と集中」を行うものとしております。

また、同大綱において、情報公開の充実については「第2次行政改革大綱」から引き続き取り組みを進めるものとしており、職員の環境については、職員が意欲をもって職務に取り組み、もてる能力を十分に発揮できるよう「職場環境の整備」に努めるものとしております。

(企画総務部行政改革課)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

現在大阪府と市町村の間では、「住民にとってメリットの実感できる権限移譲」を基本理念の一つとして権限移譲の取り組みが進められております。本市でも、住民生活に身近な行政サービス

であって基礎的自治体である市が実施する方が住民にとってメリットがある事務については、積極的に移譲を求めていきたいと考えております。

また、移譲に伴って必要となる人的支援や財源措置もあわせて求めていく考えです。

(企画総務部企画課)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けて「国税対地方税の割合について、まずは1対1の実現をめざし、消費税から地方消費税、所得税から個人住民税への、さらなる税源移譲を実施すること。また、将来的には4：6となるように国税から地方税への大幅な税源移譲を行うべきである」との提言を行っております。

(企画総務部財政課)

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療問題について、本市では、休日急病診療所において休日には内科・歯科を午前10時から午後4時まで、また土曜日には内科を午後6時から9時まで、小児救急については南河内南部の3市2町1村で運営し、休日及び夜間・早朝の小児救急診療体制に備えております。

また、軽症患者の救急搬送により二次救急指定病院が本来の機能を果たせないことから、午後8時から11時までの準夜診療に対応可能な協力病院を確保するなど、初期救急から二次救急医療体制について管轄保健所と連携を図りよりよいシステム化を図るとともに、特に小児科医療・産科医療の整備の観点からも早急な小児科医・産科医の確保を、市長会を通じ国及び府へ要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険に関する指導監督は、平成18年4月に介護保険法が改正され、新たな事業者規制・介

護サービス情報の公表など、サービスの質の向上等が創設・強化されたこと、また保険者においては、地域密着型サービスの指定及び指導監督権限の付与等、その権限が強化されたところです。

さらに、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、平成20年度から24年度までの5年間で営利法人のすべての介護サービス事業所に対し指導監査を実施することとされたところです。

これらを受け、本市といたしましても大阪府と連携を図りながら、事業者に対する集団指導や自主点検表の提出あるいは実地指導などにおきまして、各介護保険事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行うとともに、介護の質の向上のための研修の実施状況、あるいは労働関係法規の遵守状況などについても指導監査を行ってまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法の施行時から、利用者負担の増加とならないようまた負担軽減措置を講じられるよう、国・府に対して市長会を通じて強く要望してきました。

この度、厚生労働省の平成20年12月25日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において、利用者負担の軽減措置は継続と説明されました。

市としましては、利用者負担について市単独での助成は困難ですので、今後も引き続き低所得者に対する利用者負担の軽減措置について要望してまいります。

(保健福祉部)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

こころの健康づくりでは自分に合ったストレス解消法を身につけることが重要になってきます。十分な睡眠や休養をとり、生きがいや趣味をもつなどのこころの健康づくりやリラックス法などを啓発するとともに、健康相談や家庭訪問等において、その人に合った情報を提供し、関係機関や専門機関への紹介など個別支援を継続してまいります。

また、身近な場所で相談を受けられるよう相談体制を充実させるとともに、現在活動中の健康づくり推進員による市民対象の心身の健康づくり講座「ふれ愛ミュージック」や「ウォーキング」等の推進員活動について、今後も支援してまいります。

(保健福祉部)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

保育所の待機児童解消のため、定員を超えて受け入れを可能とする弾力化施策を引き続き実施します。
(保健福祉部)

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、延長保育・病後児保育などの保育事業や子育て支援センター事業・つどいの広場事業・ファミリーサポートセンター事業など、地域における子育て支援事業を実施しており、今後もさらに内容を充実してまいります。

さらに、地域の在宅家庭については、引きこもりがちな家庭などを対象に子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ることを目的にした育児支援事業などに取り組んでおり、今後も、子育て支援体制の強化・充実に取り組んでまいります。
(保健福祉部)

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

現在、地域の子育てサークルの立ち上げ支援や運営手法の指導などに取り組んでおります。将来的には、「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」において目標としております子育て支援センターかわちながのを中核とした「総合的な子育て支援ネットワーク」の構築をめざします。

(保健福祉部)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育士には高度な専門性と豊かな保育観が求められているため、積極的に各種研修に参加させるとともに、公立保育所で行っている研究や研修の取り組みは継続していきます。また、そこで成果を民間保育所に還元するなどして保育士の資質向上に努めており、今後もさらに連携を深めまして、保育の質の低下を招かないように制度の維持に努めてまいります。

他方、全国的に保育士人材の不足が常態化しておりますので、優秀な保育士の人材確保に努め

てまいります。

(保健福祉部)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の校門に配置している学校安全管理員につきましては、大阪府の補助を受けて事業を実施しています。今回、大阪府では「府維新改革プログラム」により他の事業が廃止や整理統合されるなか、本事業については平成22年度までの期限付きながら交付金として予算化する方向で進めていると聞いているところです。

本市教育委員会といたしましては、事業の必要性は認識しているところですが、厳しい財政状況のなか、大阪府からの交付金などの財源の確保なしに事業存続は難しいため、大阪府に対して引き続き平成23年度以降も事業継続を要望していきたくと考えております。(教育部)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本市では、小学校段階より、学校の教育活動全体を通して組織的かつ系統的なキャリア教育を推進しています。また、小学校では将来の自分の生き方を考える機会を設定するなど、義務教育の各段階に応じていわゆる進路指導の充実に努めています。中学校では、市内全中学校2年生において2～3日間をかけて職場体験学習を実施し、勤労の喜びや苦労を実際に味わう活動を展開しています。労働関係法令は中学校3年生の社会科公民分野において学習しています。

小学校1・2年生の35人学級編制は、次年度以降も継続するよう強く府に働きかけています。

地域・企業・学校の連携した「ものづくり教育」の実施については、本市域の特徴があり、現段階では情報の提供にとどまると思われます。(教育部)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待については、子育て支援課に保健師を1名配置し、虐待通報に対応しております。

また、子育て支援課を中心に大阪府子ども家庭センターなどの関係機関と連携を図りながら、虐待防止ネットワーク体制を整え要保護児童の見守りを実施しております。(保健福祉部)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

①につきましては、「本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を平成20年3月に策定し、DVの防止及び被害者等の支援施策の実施に取り組んでおります（本市「男女共同参画計画（第3期）」において、基本目標6「女性に対する暴力の根絶」に係る施策をこの基本計画とみなす旨附記し位置付けております）。

②につきましては、配偶者暴力相談支援センターは人員面・専門性などから設置しておりませんが、市男女共同参画センターを本市におけるDV相談や情報提供の窓口として位置付け市広報などで周知に努めております。また、DVの防止や支援業務を行う部局や機関により構成するDV被害者等支援連絡会議を平成19年5月に設置しました。この連絡会議には、DV支援センターの役割をもつ大阪府富田林子ども家庭センターも参加していただいております、引き続き関係機関と連携し対応してまいります。休日・夜間については、市男女共同参画センターが主となって対応を行っております。

(市民文化部)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、平成4年に河内長野市女性問題行動計画「かわちながの女性プラン」を策定して以来、2期にわたってプランに基づき施策を推進してきました。

平成18年1月1日に施行した「男女共同参画推進条例」に基づき、また、国の「男女共同参画基本計画」や「大阪府男女共同参画計画」を勘案し、平成20年3月に総合目標を「人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成」とした「男女共同参画計画」（第3期）を策定いたしました。この計画の推進にあたりましては、庁内推進体制の充実、男女共同参画審議会の機能発揮、男女共同参画センターの機能強化、市民・事業者との連携を推進するとともに、国・府などとの連携により各種施策を推進してまいりたいと考えております。

相談体制の充実については、本市「女性のための相談」の実施や、DV被害者等支援連絡会議を円滑に運営するほか、関係機関及び各種相談窓口間の連携を図ってまいります。

(市民文化部)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

①につきましては、本市から国及び大阪府に対し、交通混雑の解消や通行安全性の向上、また地域の交流発展に寄与する広域幹線道路として大阪河内長野線・国道371号バイパスなどの整備促進を要望しております。また、本市の予算に関しては、広域的に富田林市と同時に整備を進めています市道河合寺竜泉寺線について、両市における地域の活性化や利便性と通行安全性の向上など交通環境の改善を目的に、引き続き整備するよう予算要望しております。さらに、市道日野加賀田線・三日市1号線・大屋船線などの生活幹線道路についても引き続き整備するよう予算要望しております。

②につきましては、公共交通は、たくさんの方がこれを利用することで自動車の通行量が減り自動車排出ガスの削減が期待できることから、環境への負荷を軽減させる役割があります。また生活交通としての役割も有しており、この他にも多くの役割があります。このようなことから本市においては、将来にわたり持続できる公共交通を確保するため、公共交通の取り組みの指針となる「河内長野市公共交通のあり方」を平成20年10月に策定したところです。今後はこの「あり方」に基づき、公共交通の需要喚起などの取り組みを、市民・公共交通事業者・行政の協働により進めてまいりたいと考えております。

また、広報6月号「バスを利用しましょう」の記事でバスの利用とバスで行く見どころ施設の紹介等を行うとともに、7月広報から毎月「情報ひろば」欄に「環境への配慮から催しなどへのご来場は、できるだけ交通公共機関のご利用を」の文言を記載し、市民に広く公共交通機関の利用を呼びかけております。

③につきましては、民生部門においては、各家庭から取り組みを行う環境家計簿「かわちながのエコアクション」の普及を、市民団体と協働し継続して努めるとともに、「緑のカーテン事業」を大阪緑のトラスト協会や市民団体の協力のもとに、公共施設20ヶ所及び市民モニター30組で取り組んでおります。

次年度は、さらなる「緑のカーテン事業」の家庭への普及方法を検討する予定です。

(環境経済部)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄

物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

「ごみ処理基本計画」や「第5期分別収集計画」に基づき、「3R」の取り組みやごみ減量化・分別収集の徹底などを推進いたします。また、大阪府との連携に関しても積極的に取り組みたいと考えております。

食料廃棄物の削減及びバイオなどでの有効活用をするための施策については、今後検討していきたいと考えております。
(環境経済部)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導標識については一通りの設置はしており、保守点検での破損標識の入れ替えを主とし、道路形態等を勘案し若干新設も検討しております。避難場所については広域避難場所1ヶ所、義務教育施設や市有建築物のほとんどを避難所として41ヶ所を指定しております。

災害時医療救護活動については、市医師会や関係部局と喫緊の課題としております。

特に学校施設については、学校生活時間帯での児童・生徒の安全確保はもちろん、災害発生時には市民の避難所となる施設としても使用され、早急な耐震化が必要なことを十分に認識しているところであり、体育館については平成20年度末で耐震化を完了する予定です。また校舎については、複数の構造体で建物が構成していることに加え、日常児童生徒が使用していることから、教育活動に支障を来さないよう十分配慮しながら、より一層効果的・効率的な計画を策定し耐震補強事業に取り組んでまいります。

また、本市では、住宅の耐震化を促進するため、平成10年度から耐震診断費用の2分の1、上限2万5千円の補助制度を運用してまいりましたが、非木造住宅に比べて木造住宅の耐震化率が低いため、平成19年度から木造住宅については、診断費用の9割、上限4万5千円へと補助率・補助金の上限を引き上げました。平成20年度からは、木造住宅に対して、所得に応じて耐震改修費用の15.2%あるいは23%、上限60万円の補助制度を創設しました。現在、イベントや説明会等を開催し、耐震化の普及啓発に努めており、今後、これらの活動に伴い補助金申請の件数が増加するものと見込んでおりますので、それに応じた予算を確保してまいりたいと考えております。

(危機管理室教育部、都市建設部)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

犯罪をなくすためには、警察による取り締まりやパトロールなどはもちろんのこと、防犯協議会や自治会等を中心とした自主防犯活動、市民一人ひとりの自己防犯、防犯灯の設置などの環境改善等があいまって、効果が発揮されるものと考えております。

市民の連帯意識の希薄化が進み、それまで地域社会が有していた自立的な犯罪の抑止機能が低下しつつある現在、市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、自主防犯組織の形成、その活動の支援や地域における自主防犯活動の促進が必要になることから、警察・防犯協議会などと連携して地域の防犯意識を高めながら、防犯パトロール・一戸一灯運動の実施・防犯看板の作成など、地域住民・自治会・自主防犯団体による自主的な防犯活動の推進・支援について積極的に取り組んでおり、今後も一層の推進を図ってまいります。

登下校の子どもたちの安全確保のためには、すでに全小学校で「子どもの安全見守り隊」が組織され、児童の登下校の安全確保に尽力していただいております。

また、大阪府から派遣されている「スクールガードリーダー」2名も計画的に各小学校区をまわり、見守り隊と連携しながら子どもの登下校の安全確保に努めております。さらに、市教育委員会では、下校の時間帯に「青色パトロール」を巡回させております。

(企画総務部自治協働課、教育部)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

大阪府認証の「大阪エコ農産物」及び「なにわの伝統野菜」ブランド浸透のため広報・啓発に取り組んでまいります。

J Aと連携して農薬の安全使用の指導に取り組み、安全安心な河内長野産野菜の付加価値を高め、直売所の活性化を図り地産地消を推進いたします。

食料自給率・地産地消の目標値の設定について検討してまいります。(環境経済部)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権を救済するための法律の重要性については認識しておりますので、早期制定に向けて、市長会を通じて、様々な機会を捉え政府・国会議員への要請行動を実施する所存でおります。

また人権啓発活動につきましても、大阪府及び府内各市町村とも連携して一層の強化に努めてまいります。(市民文化部)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施

策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では市人権協会に、戦争の悲惨さと平和の大切さを市民に呼びかけ核兵器廃絶と恒久平和実現に向けた平和啓発推進を目的とした事業を毎年委託しております。この事業の重要性は認識しておりますので、今後も事業継続をするとともに、一層の充実を図りたいと考えております。

(市民文化部)